

平成 29 年 度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第55号
平成30年8月8日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 高岡 和人

十和田市監査委員 豊川 泰市

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成 29 年度健全化判断比率審査意見書	1
平成 29 年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書	3
平成 29 年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書	4
平成 29 年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書	5
平成 29 年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書	6

平成 29 年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 30 年 7 月 23 日から平成 30 年 8 月 8 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	健全化判断比率		早期健全化基準	
	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.59 %	12.58 %
連結実質赤字比率	—	—	17.59 %	17.58 %
実 質 公 債 費 比 率	10.2 %	11.1 %	25.0 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	—	5.4 %	350.0 %	350.0 %

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 29 年度における実質収支は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。

しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が 90.1%と財政硬直化要注意ラインの 85%を超えていることに加え、人口減少や少子高齢化による市税収入の伸びは期待できない状況にあり、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されることから、引き続き早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

② 連結実質赤字比率について

平成 29 年度における連結実質収支は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。

しかし、病院事業においては厳しい経営状況が続いており、引き続き純損失が計上されていることから、今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

③ 実質公債費比率について

平成 29 年度における実質公債費比率は、前年度より 0.9 ポイント低下し 10.2%となっており、早期健全化基準の 25.0%を下回っていることから財政運営は良好な状況であると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 29 年度における将来負担比率は、今年度は実質的な負債がないため、早期健全化基準の 350.0%を下回っていることから財政運営は良好な状況であると認められる。

平成 29 年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 30 年 7 月 23 日から平成 30 年 8 月 8 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

平成 29 年度において、資金不足は発生しておらず、水道事業全体では前年度に比べて 104,305,442 円、率にして 46.1%減少しているが、121,713,346 円の純利益が計上されている。

しかし、簡易水道事業では引き続き 54,265,066 円の純損失を計上しており、前年度に比べて 1,813,079 円損失額が増加している。

今後、施設の維持管理費や老朽施設の更新費用等の増大も見込まれることから、引き続き計画的かつ効率的な事業経営に配慮されたい。

平成 29 年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 30 年 7 月 23 日から平成 30 年 8 月 8 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

平成 29 年度において、資金不足は発生していないが、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業を除く 2 事業で合わせて 35,223,813 円の純損失を計上している。

今後も多額の設備投資が予想されることから、より一層の経営改革に取り組み、中長期的な視点に基づいた計画的かつ効率的な事業経営に配慮されたい。

平成 29 年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 30 年 7 月 23 日から平成 30 年 8 月 8 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
資金不足比率	3.6 %	0.5 %	20.0 %

(2) 個別意見

平成 29 年度において、478,542,475 円の純損失が計上され、前年度に比べて 420,758,570 円、率にして 46.8%減少し、265,300,292 円の資金不足が発生している。その資金不足比率は、事業規模を示す医業収益 7,280,554,840 円に対し 3.6%となるが、経営健全化基準の 20.0%を下回っている。

したがって、今後も厳しい経営状況が続くと予想されることから、一層の収益の増加と経費節減を図り経営改善を進めていただきたい。

平成 29 年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 30 年 7 月 23 日から平成 30 年 8 月 8 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

平成 29 年度において、資金不足は発生しておらず、実質収支で前年度に比べて 122,324 円、率にして 77.3%減少したが、35,924 円の黒字を計上している。

今後も資金不足比率の経営健全化基準を上回らないよう事業経営を行っていただきたい。